

平成 28 年 3 月 10 日

各 位

株 式 会 社 北 都 銀 行

## 横手市との地方創生包括連携協定締結のお知らせ

株式会社 北都銀行(頭取 斉藤 永吉)では、このたび横手市(市長:高橋 大、以下「横手市」)と、地方創生に関する包括連携協定を本日締結しましたので、お知らせします。

この協定は、横手市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の達成に向け、地方創生に資する取り組みについて相互に連携・協力することを目的としております。

横手市は、人口減少社会において、行政だけの取り組みに留まることなく、官民一丸となって、産業や企業の「稼ぐ力」を高め、地域経済の好循環を促進していくことが重要と考えております。

一方、弊行はこれまでも、新エネルギー事業やアグリビジネス、医療・介護分野等シニアビジネスに関する地域プロジェクトへの参画に加え、観光事業の促進等、多方面の企業・団体等と連携し、地方創生に資する活動に主体的に取り組んでまいりました。

今後は、弊行が持つ独自の経営資源(ノウハウ、ネットワーク、情報等)を活用し、横手市のまち・ひと・しごと創生総合戦略達成に向けて、最大限サポートしてまいります。

記

### 1. 協定内容と北都銀行のサポート内容

#### ① 横手市の商工業振興のための企業誘致や起業・創業を促進させる取り組み

⇒横手市内企業に対してのビジネスマッチング支援や業務拡大に向けた情報提供。加えて、起業家の育成や起業・創業に向けた資金調達等の各種支援。

#### ② 交流人口の増加を目指し、観光の振興や移住・定住を促進させる取組み

⇒北都海外駐在員事務所を活用したインバウンド促進の連携や空き家活用による交流人口増加に向けた各種支援。

#### ③ 農業分野における連携の強化

⇒6次化に向けた農業経営サポート(付加価値の創出)や県外・海外等への販路拡大サポート。

#### ④ 子育て環境向上のためのワークライフバランス実現に向けた取組み

⇒弊行が進めているワークライフバランス推進等のノウハウの提供。

#### ⑤ 前条の他、地方創生に関連し、必要と認められる事項

### 2. 協定の期間

協定締結の日から平成 30 年 3 月 31 日まで(1 年ごとの更新可)

以 上

《本件に関する問い合わせ先》

経営企画部広報室(担当:市田)内線:3811